選定要領

(明石市新ごみ処理施設整備・運営事業)

1 選定方法について

適正な参加表明のあった者(以下、「参加者」という。)について、選定委員会において、プレゼンテーションによって提案書等の内容を下記の要領で審査し、優先交渉権者を選定する。

(1) プレゼンテーションの実施日

令和8年1月下旬

- · 日程は決まり次第、速やかに連絡します。
- ・ 指定した日時に参加できない場合は参加申込みを無効とします。
- (2) 会場

明石市内

- · 会場は決まり次第、速やかに連絡します。
- (3) 審査対象となる書類
 - · 提案価格書
 - · 見積書
 - · 提案書
- (4)審査する内容

「(3)審査対象となる書類」で示す内容及びその内容に対する質疑応答などから総合的に審査する(別紙 「明石市新ごみ処理施設整備・運営事業 優先交渉権者選定基準」参照)。

- (5) プレゼンテーション
 - ・ 会場に入室可能な人数はプレゼンテーションを行う者を含めて15名以内とする。
 - ・ 1 者あたりのプレゼンテーションの時間配分の目安
 - →提案書等の説明 20分
 - →質疑応答 30分 合計50分とする。
 - ・ 実施に当たってはパソコン等の機器を使用しても構いません。ただし、パソコン、スクリーン及びプロジェクター等の機器は参加者において用意すること。
- (6) 審査の方法

る。

詳細は、「明石市新ごみ処理施設整備・運営事業 優先交渉権者選定基準」に記載のとおりとす

(7)選定結果の通知

- ・ 令和8年2月上旬に明石市ホームページに公表するとともに、参加者全員に文書による通知を行う。
- ・ 選定結果についての異議申し立ては一切受け付けないため、了承した上で参加すること。